

1. 保育料について

(1) 保育所保育料の改正について

1 趣旨

本市の保育所保育料は、昭和63年に保育料問題懇談会から受けた提言に基づき定めています。平成20年度に、再度、保育料問題懇談会からの提言をいただきましたが、年数が経過し、社会情勢も変化していることから、今般「使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき、平成25年度以降の保育所保育料についての見直しを行うものです。

2 概要

① 国徴収基準額に対する徴収割合を設定

徴収総額が、国徴収基準額の概ね70%となるよう、保育料を設定

② 低所得者層の保育料に対する配慮

国第1～2階層 → 据え置き

国第3～8階層 → 国基準に対する一定の比率により、上限を設定

③ 国基準を指標とし、市階層区分の見直し

国階層区分とのズレを解消し、低所得者層から高所得者層へ、なだらかな増額となるよう設定

④ 多子世帯に対する減額割合の変更

第二子に対する減額割合加算の廃止（60% → 50%の減額へ）

但し、激変緩和のため、平成26年度で実施。

⑤ 現行保育料最高額の見直し

最高額62,000円 → 87,200円（25,200円の増額）

3 改正案

別紙のとおり

4 改正のスケジュール

① 公立保育所のあり方懇談会にて報告（平成24年9月10日）

② 市民への周知（平成24年11月1日～）

③ 保育料決定通知送付（平成25年3月中旬）

国基準及び吹田市基準対照表

国基準 徴収基準額				吹田市 現行保育料				吹田市改正案			平成25年度実施案 (第2子60%減額)			平成26年度実施案 (第2子50%減額)		
入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)		階層区分		保育料の額(月額)		階層区分			保育料の額(月額)			保育料の額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0	0	A	同左	0	0	0	A	同左	0	0	0	0	0	0
2	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税額のうち非課税世帯	9,000 [4,500]	6,000 [3,000]	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3	市町村民税課税世帯	19,500 [9,750]	16,500 [8,250]	C1	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	6,600 [2,600]	6,600 [2,600]	6,600 [2,600]	C1	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	6,800 [2,700]	6,600 [2,600]	6,600 [2,600]	6,800 [3,400]	6,600 [3,300]	6,600 [3,300]
				C2	市町村民税のうち所得割課税世帯	7,500 [3,000]	7,500 [3,000]	7,500 [3,000]	C2	市町村民税のうち所得割課税世帯	8,200 [3,300]	7,600 [3,000]	7,600 [3,000]	8,200 [4,100]	7,600 [3,800]	7,600 [3,800]
4	40,000円未満	30,000 [15,000]	27,000 [13,500]	D1	7,500円未満	9,100 [3,600]	9,100 [3,600]	9,100 [3,600]	D1	7,500円未満	10,000 [4,000]	9,600 [3,800]	9,600 [3,800]	10,000 [5,000]	9,600 [4,800]	9,600 [4,800]
				D2	7,500円以上 15,000円未満	11,900 [4,800]	11,900 [4,800]	11,900 [4,800]	D2	7,500円以上 15,000円未満	12,800 [5,100]	12,000 [4,800]	12,000 [4,800]	12,800 [6,400]	12,000 [6,000]	12,000 [6,000]
5	40,000円以上 103,000円未満	44,500 [22,250]	41,500 [20,750]	D3	15,000円以上 45,000円未満	15,800 [6,300]	15,800 [6,300]	15,400 [6,200]	D3	15,000円以上 40,000円未満	16,400 [6,600]	15,800 [6,300]	15,400 [6,200]	16,400 [8,200]	15,800 [7,900]	15,400 [7,700]
				D4	45,000円以上 75,000円未満	23,600 [9,400]	23,600 [9,400]	22,400 [9,000]	D4	40,000円以上 45,000円未満	19,600 [7,800]	18,800 [7,500]	18,000 [7,200]	19,600 [9,800]	18,800 [9,400]	18,000 [9,000]
				D5	75,000円以上 112,500円未満	31,400 [12,600]	31,400 [12,600]		D5	45,000円以上 75,000円未満	24,600 [9,800]	23,600 [9,400]	22,400 [9,000]	24,600 [12,300]	23,600 [11,800]	22,400 [11,200]
				D6	75,000円以上 103,000円未満	31,400 [12,600]	31,400 [12,600]		D6	75,000円以上 103,000円未満	33,000 [13,200]	31,400 [12,600]	29,000 [11,600]	33,000 [16,500]	31,400 [15,700]	29,000 [14,500]
6	103,000円以上 413,000円未満	61,000 [30,500]	58,000 [29,000]	D7	112,500円以上 262,500円未満	38,000 [15,200]			D7	103,000円以上 262,500円未満	42,000 [16,800]	35,000 [14,000]		42,000 [21,000]	35,000 [17,500]	
				D8	262,500円以上 362,500円未満	46,000 [18,400]			D8	262,500円以上 413,000円未満	51,200 [20,500]			51,200 [25,600]		
				D9	362,500円以上 442,500円未満	51,200 [20,500]		29,000 [11,600]	D9	413,000円以上 522,500円未満	59,200 [23,700]		30,200 [12,100]	59,200 [29,600]		30,200 [15,100]
				D10	442,500円以上 522,500円未満	56,600 [22,600]	35,000 [14,000]		D10	522,500円以上 734,000円未満	67,200 [26,900]	37,000 [14,800]		67,200 [33,600]	37,000 [18,500]	
7	413,000円以上 734,000円未満	80,000 [40,000]	77,000 [38,500]	D9	442,500円以上 522,500円未満	56,600 [22,600]	35,000 [14,000]		D9	413,000円以上 522,500円未満	59,200 [23,700]		30,200 [12,100]	59,200 [29,600]		30,200 [15,100]
8	734,000円以上	104,000 [52,000]	101,000 [50,500]	D10	522,500円以上	62,000 [24,800]			D10	522,500円以上 734,000円未満	67,200 [26,900]			67,200 [33,600]	37,000 [18,500]	
				D11	734,000円以上 984,000円未満	77,200 [30,900]			D11	734,000円以上 984,000円未満	77,200 [30,900]			77,200 [38,600]		77,200 [38,600]
				D12	984,000円以上	87,200 [34,900]			D12	984,000円以上	87,200 [34,900]			87,200 [43,600]		87,200 [43,600]

※ []内の数字は2人以上の児童が入所している場合に年齢の低い児童に適用される保育料です。なお、3人以上の児童が入所している場合は、最も年齢の高い児童が上段、次に年齢の高い児童が []内、それ以外の児童は0円です。

(2) 公立保育所の延長保育料の徴収について

1 趣旨

本市の公立保育所の延長保育料は、現在、無料としていますが、受益と負担の公平性の観点から「使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき、平成25年度から徴収を始めるものです。

2 概要

① 徴収時間帯

現在7:00～19:00の開所時間のうち、朝夕30分を延長保育料対象時間帯とします。(7:00～7:30、18:30～19:00を対象とする。)

② 徴収金額

日割り 200円/回(朝1回、夕1回利用の場合は400円)

月極め 2,600円/月(朝夕とも利用の場合は5,200円)

③ 利用の制限

保育料の滞納者には一定の利用制限を検討します。

3 歳入への影響額

延長保育料として約730万円の収入が見込まれますが、保育料収納システム保守等の経常経費として約25万円見込んでおり、全体では約705万円の歳入増を見込んでいます。

また、初年度は、保育料収納システム導入経費として195万円を見込んでいます。

4 スケジュール

① 公立保育所のあり方懇談会にて報告(平成24年9月10日)

② 延長保育料徴収システム改修予算議決(平成24年9月26日)

③ 市民への周知(平成24年11月1日～)

④ 延長保育料徴収開始(平成25年4月1日)